

案件名称：第2期神川町子ども・子育て支援事業計画（案）

1	意見募集期間	令和2年1月15日～令和2年2月14日		
2	意見提出者			
3	意見提出件数	5件（3名）		
4	意見内容			
No.	提出された意見等	件数	実施機関の考え方	修正等の対応
1	<p>本来、幼稚園、保育園などは小学校への準備機関なのではないでしょうか。幼稚園の時期、彼らの人間としての成長にとって、何が必要なのでしょうか。小学校に入学して、みんなと同じように椅子に座り、挨拶をし、お箸を使い、先生を先生と呼ぶ、鍵盤ハーモニカが吹けることが大事なのではないでしょうか。大人の扱いやすい、先生の扱いやすい子になることが幼児期に大切なのでしょうか。心から生きることを楽しんで、人に愛され、人を愛することを心で感じられるようになれるといいなと思います。幼児期は、人間としての大事な底作りの時期だと思います。</p> <p>幼児教育は特に多様化しています。その多様性に応えることのできる小学校が必要ではないのでしょうか。何か根本的に、幼児期から小学校へのステップアップを見直す必要があるように感じています。</p>	1	<p>神川町パブリック・コメント制度実施要綱第7条第2項により、計画自体へのご意見ではないため回答は省略いたしますが、今後のご参考にさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。</p>	無
2	<p>子ども・子育て支援法において、「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定義されております。中学生や高校生など、10代で事故や病気で障害を負った「子ども」の障がいも、早期発見、早期診断、早期支援ができる体制を整備していく計画にしてください。</p>	1	<p>本計画の「障がい児」とは18歳未満である者としております。そのため、ご意見にあります「子ども」は本計画に含まれます。</p>	無
3	<p>事業名「特別児童扶養手当の支給」を「特別児童扶養手当などの支給」とし、事業内容で「障害児福祉手当」などの支給についても触れてください。</p>	1	<p>事業名「特別児童扶養手当の支給」を「手当の支給」と修正し、事業内容に「障害児福祉手当」を追記します。</p>	修正

4	<p>児童虐待の中には、子供がASDなどの発達障害を抱えている場合、発見や対応が遅れおきてしまうケースもある。また最近では診断は受けなくても、それに近いケースも多く出て来ている。この場合、親は自分達の子育てが悪いと思い、追いつめられてしまうことがある。その前段階（特に幼児期）に保護者へのフォローを入れることで防止につながると考えます。また、同じ職員が10年以上に渡り継続して見つけるように専門的な人材の質的量的な確保をお願いしたい。</p>	1	<p>発達障害の早期発見、早期療育支援、保護者や家庭の負担軽減についてはP.64にて掲げております。同じ職員が10年以上に渡り継続して対応することについては、職員の異動や退職により難しいかと思えます。そのため、ケース記録や相談記録の引継ぎや申し送りにより、対応をしております。専門的な人材の質的量的な確保についても関係機関と調整を図り努めてまいります。</p>	無
5	<p>保護者のニーズが高まる中で、福祉施策やインフラ整備のバランスが難しいとは、思いますが子供達が将来この町で暮らしたいと思える町づくりをお願いします。</p>	1	<p>神川町パブリック・コメント制度実施要綱第7条第2項により、計画自体へのご意見ではないため回答は省略いたしますが、今後のご参考にさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。</p>	無